国立国会図書館

調査と情報―ISSUE BRIEF―

No. 1377（2026.10.27）

ステーブルコインの現状と課題

はじめに
Ⅰ　ステーブルコインの概要
　1　仕組み
　2　利用実態
　3　日本における円建てステーブルコインの動向
Ⅱ　日米欧における法整備
　1　日米欧の法整備の動向
　2　主な特徴
Ⅲ　課題とリスク
　1　一層の普及に向けた課題
　2　金融システムの安定に対するリスク
おわりに

キーワード：分散台帳技術、ブロックチェーン、オンチェーン金融、資金決済法、MiCA、GENIUS 法、電子決済手段、セキュリティートークン

● 分散台帳技術を用いたデジタル資産であるステーブルコインは、米ドル建てを中心に近年世界的に利用が拡大している。暗号資産取引の際の利用に加え、財・サービスの取引や価値の保存の手段としても活用が進みつつある。日本でも円建てステーブルコインの開発・発行が進展している。

● 金融システムの安定や利用者保護等の観点から、各国・地域で法整備が進んでいる。日本は世界に先駆けて法整備を行った。EU や米国においても、発行の要件や裏付けとなる資産の管理に関する厳格な規制が設けられた。

● ステーブルコインの一層の普及に向けては、その課題やリスクに留意し、デジタル決済分野の技術開発促進と金融システム安定を両立させる対応が求められる。

国立国会図書館 調査及び立法考査局
財政金融課　廣瀬（ひろせ） 淳哉（じゅんや）

第１３７７号

はじめに

ステーブルコイン（stablecoin）とは、特定の資産と関連して価値を安定させることを目的とするデジタル資産で分散台帳技術[1]を用いているものをいう[2]。このうち、法定通貨を裏付けとするもの（法定通貨担保型ステーブルコイン）[3]は、近年、米ドル建てのもの[4]を中心として、世界的に発行総額が増加しており、デジタル時代の決済手段として今後も利用の拡大が見込まれている[5]。特に米国では、ドナルド・トランプ（Donald Trump）大統領がステーブルコインの普及を推進する方針を掲げており、その政策の動向は世界的な注目を集めている[6]。

一方、ステーブルコインの一層の普及に向けては、既存の決済手段との差別化等の課題が存在する。また、ステーブルコインには、金融システムの安定や利用者保護等の観点から多くのリスクが指摘されている。そのため、実効性のある規制・監督が急務となり、主要国・地域では法整備が進められてきた。

日本では、2025 年以降、円建てステーブルコインの開発・発行が進展している（Ⅰ3 参照）。また、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（以下「骨太方針 2026」）の中で、「オンチェーン金融[7]の推進」を掲げ、ステーブルコインを活用する方向性を示している[8]。

そこで本稿では、ステーブルコインの現状、日米欧における法整備の概要、一層の普及に向けた課題及びリスクについて論点を整理する。

なお、以下、本稿では特に断りのない限り、ステーブルコインとは、法定通貨担保型ステーブルコインを指すものとする。

---

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 8（2026）年 10 月 8 日である。本文中の日本円換算は、1 ドル=159 円である（日本銀行国際局「報告省令レート（令和 8 年 10 月分）」2026.9.18. <https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/syorei/hou2610.htm> による）。

1 分散台帳技術は、集権的な特定の台帳管理主体を置く代わりに、複数の主体（ネットワーク参加者）による分散型での台帳管理を可能とする技術である。その 1 つには、ビットコインの技術基盤であるブロックチェーンと呼ばれる技術を用いたものがある（証券取引における分散台帳技術の利用を巡る法律問題研究会「証券決済制度と分散台帳技術」『金融研究』37(3), 2018.7, p.4. <https://www.imes.boj.or.jp/research/papers/japanese/kk37-3-1.pdf>）。

2 金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告」2025.1.22, p.15. 金融庁ウェブサイト <https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250122/1.pdf>

3 ステーブルコインの類型には、法定通貨担保型のほか、ビットコイン等の暗号資産を裏付けとする暗号資産担保型、金や原油等を裏付けとするコモディティ担保型、アルゴリズムに基づいて需給を調整し価格安定を図る無担保型がある（中田理恵・鈴木利光「デジタル通貨覇権競争の幕開けと次世代決済の展望」『大和総研調査季報』61 号, 2026.新春, p.23. <https://www.dir.co.jp/report/research/economics/usa/20260126_030175.pdf>）。

4 ステーブルコイン 1 単位の価格が 1 ドルとなることを目標とするものを指す。

5 Ronit Ghose et al., *Stablecoins 2030: Web3 to Wall Street*, September 2025, pp.20-21. Citi group website <https://www.citigroup.com/rcs/citigpa/storage/public/GPS_Report_Stablecoins_2030.pdf>

6 谷口栄治「ステーブルコインの展望と課題」『X 金融未来 Tech』No.4, 2025 年冬号, p.5. 日本総研ウェブサイト <https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/pdf/company/x-fin-fut-tech/2025/20251205-004.pdf>; Sandra Waliczek and Harry Yeung, “The GENIUS Act is designed to regulate stablecoins in the US, but how will it work?” 2025.7.29. World Economic Forum website <https://www.weforum.org/stories/financial-and-monetary-systems/stablecoin-regulation-genius-act/>

7 分散台帳技術の一種であるブロックチェーン上で、ステーブルコイン等による資金決済が、商流・物流等のデータ管理とともにプログラムによって連動・一体化される金融。例えば、製造業における受発注や納品に関するデータ管理、貿易実務における書類管理、金融分野における証券決済等での活用が見込まれる（「経済財政運営と改革の基本方針 2026―「責任ある積極財政」元年～日本の挑戦を起動する！～―」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）p.9. 内閣府ウェブサイト <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2026/2026_basicpolicies_ja.pdf>）。

8 同上

Ⅰ　ステーブルコインの概要

１　仕組み

ステーブルコインは、民間の発行体によって発行される。発行体は、発行総額に見合う現預金や国債等の裏付け資産（以下「準備資産」）を持つことによって、ステーブルコインの価値の安定を目指す。ステーブルコインは、法定通貨にペッグ（価格連動）しており、法定通貨と同様に決済や送金に利用可能であるほか、法定通貨への償還も可能である。ステーブルコインによる決済は、中間業者を介することなく分散台帳上で完結するため、即時性や低廉な手数料等の特徴を備える[9]。

発行体の主な収益源は、準備資産の運用益である。発行体は、ステーブルコイン発行時に保有者から支払われた資金を準備資産として管理し、これを国債等で運用して利息を得ている。この運用益が発行体の事業を成立・持続させるための基盤となっている[10]。

２　利用実態

ステーブルコインは、投資家がビットコイン等の暗号資産[11]を取引する際、対価の支払手段や一時的な資金の滞留先として利便性が高いことから、活用されるようになった。暗号資産取引の拡大とともに、ステーブルコインの発行総額は急速に増加し、2025 年 10 月時点で約 3000 億ドル（約 48 兆円）の規模となっている。通貨別で見ると、ステーブルコインの 97%は米ドル建てで、その発行総額は約 2900 億ドル（約 46 兆円）である[12]。

暗号資産取引以外では、ステーブルコインの潜在的な用途として、財・サービスの取引における決済手段や価値の保存手段が挙げられる。このような用途は、徐々に成長してはいるものの、依然として利用は限定的であり、ステーブルコインが今後、金融インフラの重要な構成要素として広く普及するかどうかの 1 つの目安となろう[13]。そこで、本節では、こうした潜在的な用途について紹介する。

(1) 財・サービスの取引における決済手段

暗号資産の売買決済ではない財・サービスの決済、特にクロスボーダー決済（国境を越える

---

9 赤星弘樹・重松徹哉「金融機関の競争環境を一変させ得るステーブルコインの潜在力」『金融財政事情』3610 号, 2025.11.4, pp.12-16.

10 同上, p.14.

11 資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 2 条第 14 項では、暗号資産は、次の性質を有する財産的価値と定義されている。①代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる、②不特定の者を相手方として購入・売却を行うことができる、③電子的方法により記録され、電子情報処理組織を用いて移転することができる、④通貨や通貨建資産等ではない（「暗号資産制度について」（金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」（第 1 回）資料 4）2025.7.31, p.7. 金融庁ウェブサイト <https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/angoshisanseido_wg/gijishidai/20250731/04.pdf>）。

12 2025 年 10 月時点で、法定通貨担保型を含む全てのステーブルコインの発行残高は約 3160 億ドルである。このうち法定通貨担保型ステーブルコインは 95%を占めており、その発行残高は約 3000 億ドルである（Financial Action Task Force (FATF), *Targeted Report on Stablecoins and Unhosted Wallets: Peer-to-Peer Transactions*, March 2026, p.11. <https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/publications/targeted-report-on-stablecoins-and-unhosted-wallets.pdf.coredownload.inline.pdf>）。

13 Signe Krogstrup, “Stablecoins and the Monetary and Financial System,” *Intereconomics*, Vol. 61 No. 2, March/April 2026, p.66. <https://www.intereconomics.eu/contents/year/2026/number/2/article/stablecoins-and-the-monetary-and-financial-system.html>; IMF, *Global Financial Stability Report: Shifting Ground beneath the Calm*, 2025.10, pp.xiv, 27. <https://www.imf.org/-/media/files/publications/gfsr/2025/october/english/text.pdf>

決済）において、ステーブルコインの利用が拡大しつつある[14]。これは、従来の国際銀行送金が複数の銀行を中継して行われ[15]、送金手数料が高く、着金までに日数を要するのに対し、ステーブルコインは、分散台帳上での直接的な送金が可能で、即時に低コストで決済を実現できるためである[16]。

ボストン・コンサルティング・グループの調査によれば、2025 年のステーブルコインの年間取引額のうち、財・サービスの取引に充てられたのは 1 割程度である[17]。財・サービスの取引には、例えば、決済用途別に、企業が取引先等に対して支払を行う企業間決済、ゲームやオンラインカジノ等のデジタルサービスに対する個人から企業への支払、個人間送金、企業から個人への報酬等の支払がある。これらの決済用途における構成比は、企業間決済が約 40%、個人から企業への支払が約 25%、個人間送金が約 25%、企業から個人への支払が約 10%であった[18]。

（2）価値の保存手段

新興国・地域を中心に、価値の保存手段として、近年ステーブルコインの魅力が高まっている[19]。これは、ぜい弱な法定通貨や慢性的なインフレ、資本規制、金融インフラの未整備といった制約を抱える国・地域の人々にとって、ステーブルコインは、米ドル建て資産を容易に保有できる手段として機能しているためである[20]。例えば、戦時下で通貨の下落が生じ、ステーブルコインが日常決済や価値保存に活用されているウクライナ[21]や、銀行サービスを利用できない人口が多いことから代替的な金融インフラとして需要があり、インフレや資本規制への対抗手段として広く利用されているベトナム[22]などでは、2024 年の年間のステーブルコインの総取引額（gross flow）[23]は GDP 比で 10%を超える規模であった[24]。

3　日本における円建てステーブルコインの動向

日本では、2022 年に法整備（Ⅱ1(1)参照）が行われた後、円建てステーブルコインの開発・発行が進展している。2025 年には「JPYC」が、2026 年には「JPYSC」が発行されたほか、今後

---

14 Tobias Adrian et al., “Understanding Stablecoins,” *IMF Departmental Paper*, No 2025/009, December 4, 2025, pp.16-18. <https://www.imf.org/-/media/files/publications/dp/2025/english/usea.pdf>

15 クロスボーダー決済の仕組みとして、歴史的に「コルレス銀行」網と呼ばれる複数の銀行を介した国際的な送金網が発達してきた（日本銀行『決済システムレポート 2024』2024, p.1. <https://www.boj.or.jp/research/brp/psr/data/psr240910.pdf>）。

16 Tobias Adrian et al., “How Stablecoins Can Improve Payments and Global Finance,” December 4, 2025. IMF website <https://www.imf.org/en/blogs/articles/2025/12/04/how-stablecoins-can-improve-payments-and-global-finance>

17 2025 年のステーブルコインの年間取引額約 4.2 兆ドルのうち、財・サービスの取引に用いられたものは 3500 億～5500 億ドルであったと推計されている。それ以外の部分は、主に暗号資産に関連する送金や投資に用いられたとみられる（Boston Consulting Group, “Stablecoin Payments: The Truth Behind the Numbers,” January 2026, pp.2, 6-7. <https://www.bcg.com/assets/2026/white-paper-stablecoin-payments-truth-behind-numbers.pdf>）。

18 *ibid.*, pp.9-10.

19 FATF, *op.cit.*(12)

20 「新興国発、ステーブルコインの波 「安全なドル」に殺到 インフレ・通貨安、苦慮」『日経ビジネス』2331 号, 2026.3.9, pp.14-19; “Stablecoins and Emerging Markets,” Feb 4, 2026. Goldman Sachs website <https://www.goldmansachs.com/what-we-do/goldman-sachs-global-institute/articles/stablecoins-and-emerging-markets>

21 Bybit and DL Research, “The World Crypto Rankings 2025,” December 10, 2025, pp.5, 39. DefiLlama website <https://features.llama.fi/uploads/pdf/bybit-report-the-world-crypto-rankings.pdf>

22 *ibid.*, p.86.

23 一国におけるステーブルコインの移動量の総額を指す。

24 IMF, *Global Financial Stability Report: Global Financial Markets Confront the War in the Middle East and Amplification Risks*, 2026, pp.61-63. <https://www.imf.org/-/media/files/publications/gfsr/2026/april/english/text.pdf>

も複数の機関が発行を検討していると報じられており[25]、開発の機運が高まっている（表 1）。また、冒頭でも述べたとおり、政府も、2026 年 7 月に閣議決定した骨太方針 2026 の中で、「成長投資を促進するための金融戦略」の施策の 1 つとしてオンチェーン金融の推進を掲げ、ステーブルコインを活用する方針を示している[26]。また、政府が同月公表した「成長投資を促進するための金融戦略」では、他の通貨建てステーブルコインとの互換性確保・向上や、公金給付への活用可能性について検討を進めるといった施策が挙げられた[27]。

もっとも、現時点では、円建てステーブルコインの普及は初期段階にあり、ドル建てのものと比べて規模は小さい。2025 年 10 月時点のドル建てステーブルコインの発行残高が、Ⅰ2 で述べたとおり約 2900 億ドル（約 46 兆円）であったのに対し[28]、日本円のステーブルコインは 2026 年 7 月時点で JPYC と JPYSC を合わせて約 130 億円程度であった[29]。JPYC、JPYSC とも、将来的な発行残高の拡大を見据えており、例えば、JPYC は発行残高を 10 兆円規模に拡大する目標を掲げている[30]。

表１　主な円建てステーブルコイン

名称	発行開始時期	備考
JPYC	2025 年 10 月	JPYC 株式会社による初の円建てステーブルコイン
JPYSC	2026 年 6 月	SBI グループと Startale Group による共同発行
未定	2026 年度内（予定）	メガバンク 3 行による共同発行
EJPY	2026 年度内（予定）	Japan Open Chain（JOC）(注) 上での発行

（注）Japan Open Chain（JOC）は、日本企業が共同で運営するブロックチェーン（分散台帳技術の一種）である。
（出典）各種資料を基に筆者作成。

Ⅱ　日米欧における法整備

Ⅰ2 で見たように、近年、ステーブルコインの利用は拡大している。一方で、その普及に伴い、金融システムの安定や利用者保護等の観点から様々なリスクが懸念されている[31]。各国・地域では、こうしたリスクに対応すべく規制の検討が進み、日本では 2022 年、EU では 2023 年、米国では 2025 年に、ステーブルコインに関する法整備が行われた。

本章では、日米欧の法整備の動向と主な特徴を紹介する。

---

25 「3 メガ、年度内にステーブルコイン共同発行　協議会も設置」『日本経済新聞』2026.6.10.

26 「骨太方針 2026」前掲注(7), p.9.

27 内閣官房（日本成長戦略本部事務局）「成長投資を促進するための金融戦略―資産運用立国のアップグレード―」2026.7.21, pp.19-20. <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/kinyu/pdf/financialservicesstrategy2026.pdf>

28 FATF, *op.cit.*(12)

29 「100 億円から 1 兆円規模へ、JPYC・JPYSC 両代表が語る円ステーブルコインの事業戦略」2026.7.14. CoinPost ウェブサイト <https://coinpost.jp/?p=724639> なお、JPYC の発行残高は 2026 年 5 月末時点で 30 億円程度、JPYSC は 2026 年 6 月末時点で 100 億円程度であった（JPYC 株式会社「発行・償還プラットフォーム「JPYC EX」の累計口座開設数が 19,000 件、累計発行額が 30 億円を突破」2026.6.2. PR TIMES ウェブサイト <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000321.000054018.html>; 「発行すれども送金できず、信託型 SC 普及に越えるべき"障壁"」『金融財政事情』3647 号, 2026.8.25, pp.6-7.）。

30 「【国内初】日本円ステーブルコイン「JPYC」および発行・償還プラットフォーム「JPYC EX」を正式リリース」2025.10.24. JPYC 株式会社ウェブサイト <https://corporate.jpyc.co.jp/news/posts/jpyc-ex-launch>

31 Bank for International Settlements (BIS), *Annual Economic Report 2025*, 2025, p.87. <https://www.bis.org/publications/aer-2025.pdf>

1　日米欧の法整備の動向

(1) 日本

日本では、他の先進国に先駆けて[32]、2022 年に成立し 2023 年に施行された「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 61 号）によりステーブルコインに関する法整備が行われた。

同法によって改正された資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」）において、ステーブルコインは他の暗号資産と区別する形で「電子決済手段」と位置付けられ、発行体、準備資産等に関する規定が設けられた[33]（表 2 参照）。

資金決済法は、第 2 条第 5 項第 1～第 4 号において、4 種類の電子決済手段[34]を認めている。現時点では、これらのうち、通貨建て資産である「1 号電子決済手段」を資金移動業者[35]が、特定信託受益権（電子的に記録・移転できる金銭信託の受益権）[36]である「3 号電子決済手段」を信託銀行等が、それぞれ発行することが想定されている[37]。

電子決済手段の発行は為替取引[38]に該当することから、発行体となり得るのは銀行等又は資金移動業者である[39]。しかし、銀行等が 1 号電子決済手段の発行を行うことは、当面想定されていない[40]。その理由として、金融審議会は、銀行等に 1 号電子決済手段の発行を認めることは、要求払い的な性格を有する負債でありながら預金ではないものの発行を認めることとなり、利用者保護や金融システムの安定等の観点から慎重な検討が必要となることを挙げている[41]。

準備資産については、1 号電子決済手段、3 号電子決済手段とも、発行総額と同額以上を保全することが義務付けられている[42]。

---

32 IMF は、2024 年の金融セクター評価プログラムのテクニカルノートにおいて、日本は暗号資産及びステーブルコインに関する包括的な規制枠組みを最も早期に整備した国の 1 つであると述べている（IMF, “Japan: Financial Sector Assessment Program Technical Note on Regulation and Supervision of Fintech,” *IMF Country Report*, No. 24/116, May 2024, p.11. <https://www.imf.org/-/media/files/publications/cr/2024/english/1jpnea2024008.pdf>）。

33 中田・鈴木　前掲注(3), p.38; 宮川真一「中央銀行デジタル通貨とステーブルコイン 競合か共栄か」『国際通貨研レポート』2025.12.11, p.3. <https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2025/nl2025.46.pdf>

34 1 号は不特定の者に対して使用することができる財産的価値、2 号は 1 号と相互交換可能な財産的価値、3 号は特定信託受益権（後掲注(36)参照）、4 号はその他内閣府令で定めるものである。

35 銀行等の金融機関以外で、資金決済法に基づき、為替取引業務を行うことが認められた登録業者を指す。為替取引の定義は法令においては明確にされていないが、通常、判例（最高裁判所第三小法廷平成 13 年 3 月 12 日判決 最高裁判所刑事判例集 55 巻 2 号 97 頁）による次の定義が参照される。「『為替取引を行うこと』とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう」（金融取引の多様化を巡る法律問題研究会「「金融取引の多様化を巡る法律問題研究会」報告書―金融規制の適用範囲のあり方―」2016.6, p.21. 日本銀行ウェブサイト <https://www.boj.or.jp/about/release_2016/data/rel160628a.pdf>）

36 電子的に記録・移転できる金銭信託の受益権であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭を預貯金や国債等の保有により運用するものをいう（資金決済法第 2 条第 9 項）。

37 神作裕之「電子決済手段の法形式とその移転」『金融研究』2025.1, p.49. <https://www.imes.boj.or.jp/research/papers/japanese/kk44-1-3.pdf>

38 金融取引の多様化を巡る法律問題研究会　前掲注(35)

39 金融庁「14 資金移動業者関係」『事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）』p.82. <https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/14.pdf>

40 神作　前掲注(37), pp.55-56.

41 「事務局説明資料」（金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」（第 5 回）資料 1）2024.11.21, pp.12-14. 金融庁ウェブサイト <https://www.fsa.go.jp/singi/kessaiseido_wg/siryou/20241121/1.pdf>

42 資金決済法第 2 条第 9 項及び第 43 条

表２　日米欧のステーブルコインに関する法整備の概要

	日本	EU	米国
根拠法令	資金決済法	MiCA	GENIUS 法
位置付け	電子決済手段	電子マネートークン	決済ステーブルコイン
定義	不特定の者に対して使用することができる財産的価値（1 号）／特定信託受益権（3 号）	単一の法定通貨の価値を基に価値の安定化を図るデジタル資産	決済手段として使用されるデジタル資産
発行体	・資金移動業者（1 号） ・信託銀行、信託会社（3 号）	・銀行等の金融機関 ・電子マネー事業者	・銀行等の金融機関の子会社 ・連邦又は州が認定する発行体
準備資産	・発行総額と同額以上を準備資産として保全。国債等での運用可（1 号） ・発行総額と同額以上を準備資産として保全。発行総額の 50%以上は預貯金とし、残りは国債等で運用可（3 号）	・発行総額と同額以上を準備資産として保全 ・発行総額の 30%以上は現預金とし、残りは同一の法定通貨建ての国債等で運用可	・発行総額と同額以上を準備資産として保全 ・準備資産は、現預金、国債、MMF 等で運用可
利息	-	発行体による利息の付与を禁止	発行体による利息の付与を禁止

（注）表中の「1 号」「3 号」は、資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号及び同第 3 号で規定される電子決済手段を指す。
（出典）宮川真一「多極化する世界のデジタル通貨開発とクロスボーダー決済の課題解決に向けた取り組み」『国際通貨研レポート』2026.8.28, p.10. <https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2026/nl2026.46.pdf>; 賈思雨「ステーブルコインをめぐる国際規制動向と日本法への示唆―米国 GENIUS 法および EU・MiCA 規則を踏まえた信託型電子決済手段の法的・実務的課題―　前編」2025.12, p.7. 株式会社ベイカレントウェブサイト <https://www.baycurrent.co.jp/wp-content/uploads/2025/12/33_Insight_ステーブルコイン前編_1215.pdf.pdf> 等を基に筆者作成。

（2）EU

EU では、暗号資産を包括的に規制する EU 規則である「暗号資産市場規則」（The Markets in Crypto-Assets Regulation: MiCA）が 2023 年に欧州議会及び EU 理事会で採択され[43]、2024 年から施行された。MiCA では、ステーブルコインは、電子マネートークン（electronic money token 又は e-money token）として定義され、発行体、準備資産、利息の付与等に関する規定が設けられた（表 2 参照）。

MiCA では、ステーブルコインの発行体は、銀行等の金融機関又は電子マネー事業者[44]に限定されている（第 48 条）。準備資産については、発行総額と同額以上を保全することが義務付けられている（第 54 条）。発行体が保有者に利息を付与すること（付利）は禁じられている（第 50 条）。

（3）米国

米国では、2025 年 1 月に就任したトランプ大統領が、デジタル金融分野における米国のリーダーシップ強化を企図した大統領令[45]に署名した。この大統領令では、米ドル建てステーブルコインを世界的に普及させ、米ドルの国際的な地位を維持・強化することが掲げられた。

これを受け、同年、ステーブルコインを包括的に規制する連邦法である GENIUS 法（Guiding and Establishing National Innovation for US Stablecoins Act）[46]が成立した。同法はステーブル

[43] Regulation (EU) 2023/1114 of the European Parliament and of the Council of 31 May 2023 on markets in crypto-assets, and amending Regulations (EU) No 1093/2010 and (EU) No 1095/2010 and Directives 2013/36/EU and (EU) 2019/1937, L150/40, 2023.6.9. <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/1114/oj>

[44] EU の第二次電子マネー指令に基づいて認可された電子マネー事業者を指す（Directive 2009/110/EC of the European Parliament and of the Council of 16 September 2009 on the taking up, pursuit and prudential supervision of the business of electronic money institutions amending Directives 2005/60/EC and 2006/48/EC and repealing Directive 2000/46/EC, L267/7, 2009.10.10. <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2009/110/oj/eng>）。

[45] The White House, *Strengthening American Leadership in Digital Financial Technology*, 2025.1.23. <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/strengthening-american-leadership-in-digital-financial-technology/>

[46] Guiding and Establishing National Innovation for U.S. Stablecoins Act of 2025, P.L. 119-27. <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/1582/text>

コインを決済ステーブルコイン（payment stablecoin）として定義し、発行体、準備資産、利息の付与等に関する規定を設けている（表2参照）。施行は遅くとも2027年1月頃までには行われる見込みである[47]。

GENIUS法では、ステーブルコインの発行体となり得るのは、銀行等の金融機関の子会社、連邦又は州が認定した発行体である（第2条第23項）。準備資産については、発行総額と同額以上を保全することが義務付けられている（第4条第a項第1号）。発行体による保有者への付利は禁じられている（第4条第a項第11号）。

２　主な特徴

日米欧の法整備における規制の方向性は類似しており、金融システムの安定や利用者保護の観点から、ステーブルコインの発行体となり得る者、準備資産の管理・運用、保有者への付利等について規制が設けられている[48]。以下では、これらの特徴について、日米欧を比較しながら紹介する。

(1) 発行体となり得る者

前節で述べたとおり、日本では、1号電子決済手段を資金移動業者が、3号電子決済手段を信託銀行等が発行することができる。現時点では、銀行等が1号電子決済手段を発行することは想定されていない。これに対し、EUでは銀行等の金融機関、米国では銀行等の金融機関の子会社が発行することができる。

(2) 準備資産の管理・運用

日米欧とも、ステーブルコインの発行体に発行総額以上の準備資産の保全を義務付けている点や、準備資産を国債等の安全資産で運用することを認めている点は共通している。その上で、その運用方法については、各国・地域で規制内容に差がある。

日本では、準備資産について、1号電子決済手段では発行総額の任意の割合を国債等の安全資産で運用することが可能である[49]。3号電子決済手段では発行総額の50%以上を預貯金として保全することが義務付けられ、それ以外の部分は国債等の安全資産で運用することが可能である[50]。

EUでは、準備資産について、発行総額の30%以上を現預金として保全することが義務付けられ、それ以外の部分は国債等の安全資産で運用することが認められている[51]。

---

47 施行は、制定日から18か月後（2027年1月）又は連邦規制当局による最終規則の公布から120日後のいずれか早い方とされている（GENIUS法第20条）。

48 このほか、準備資産の定期的な監査やマネーロンダリングをはじめとする不正利用の防止等についても、各法域における法整備の重要な事項であるが、本稿では詳しく扱わない。

49 資金移動業者が発行する1号電子決済手段の準備資産である履行保証金は、供託、保全契約、信託契約のいずれかの方法で分別管理することが定められている（資金決済法第43条～第45条）。このうち、供託又は信託契約による場合は、預貯金のほか、国債や地方債等による運用も認められている（資金移動業者に関する内閣府令（平成22年内閣府令第4号）第12条～第13条）。

50 資金決済法第2条第9項及び電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和5年内閣府令第48号）第3条の規定による。

51 MiCA第54条

米国では、準備資産の現預金比率に関する規定はなく、現預金のほか、国債、MMF[52]等の安全資産で運用することが認められている[53]。

(3) 保有者への利息の付与

EU 及び米国では、ステーブルコインの発行体による保有者への付利は禁じられている。その理由は、ステーブルコインに付利を認めると、銀行預金と競合し、銀行の資金調達コストの上昇や金融システムへの悪影響が想定されるためであると考えられる[54]。

一方、日本の資金決済法では、付利についての明文規定はないが、事務ガイドライン[55]においてステーブルコインの付利について否定的な言及がなされている[56]。

Ⅲ　課題とリスク

前章までに述べたとおり、ステーブルコインは、主要な国・地域で法整備が進展したこと、技術的な利用基盤が整っていること、決済の即時性や低廉な手数料といった利点を有していることなどから、今後は暗号資産取引の枠を超え、主要な決済手段の 1 つとして普及することが想定される[57]。

一方で、決済手段としての地位を確立するために、克服すべき課題は少なくない。一層の普及に向けた課題としては、既存の決済手段との差別化や、発行体の事業の持続可能性を担保することなどが挙げられる。これに加え、金融システムの安定に対する様々なリスクへの対処も重要な論点である。

以下では、これらの点を踏まえ、ステーブルコインの一層の普及に向けた課題と金融システムの安定に対するリスクについて、論点を整理する。

1　一層の普及に向けた課題

(1) 既存の決済手段との差別化

ステーブルコインの普及に向けた課題の 1 つとして、競合する既存の決済手段との差別化が挙げられる。特に個人向け決済分野においては、クレジットカードや電子マネー等が既に広く普及しており、これらとの差別化は容易ではない[58]。

---

52 MMF（Money Market Fund）とは、短期国債や社債等の安全性の高い資産で運用を行う投資信託の一種である（服部孝洋「米国 MMF（マネー・マーケット・ファンド）入門―ホールセール・ファンディングと金融危機以降の規制改革について―」『ファイナンス』677 号, 2022.4, p.30.）。

53 GENIUS 法第 4 条第 a 項第 1 号

54 Senne Aerts et al., “Stablecoins on the rise: still small in the euro area, but spillover risks loom,” *Financial Stability Review*, November 2025, pp.92-93. European Central Bank website <https://www.ecb.europa.eu/press/financial-stability-publications/fsr/pdf/ecb.fsr202511~263b5810d4.en.pdf>; Nellie Liang and William C. Dudley, *Next steps for GENIUS payment stablecoins*, March 2026, pp.3, 15. Brookings website <https://www.brookings.edu/wp-content/uploads/2026/03/Liang-Dudley-GENIUS-Act.pdf>

55 事務ガイドラインとは、金融行政上の法令解釈や行政部内の手続等に関する、監督職員向けの手引書である。

56 金融庁の事務ガイドラインでは、利息の付与は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）の預り金規制に抵触するおそれがあるとの記載がなされている（金融庁　前掲注(39), p.27; 「号砲ステーブルコイン（下）金融市場揺らすリスク　交換業者、預金金利上回る「利息」も　銀行は預金流出を警戒」『日本経済新聞』2026.2.5.）。

57 Ghose et al., *op.cit.*(5), pp.18-21.

58 「用途開拓へ模索続く AI が普及後押しも」『日経コンピュータ』1171 号, 2026.4.30, pp.22-25; 岩下直行「PayPay で十分なのになぜ日本の銀行はステーブルコインに走るのか」『プレジデント』64(10), 2026.5.15, p.97.

発行体にとっては、差別化を図る観点から、ステーブルコインが優位性を発揮できる領域においてユースケース（具体的な活用事例）を確立していくことが、普及に向けた現実的な戦略となる[59]。そのような領域の１つは、Ⅰ2(1)で紹介したクロスボーダー決済であり、とりわけ有力視されているのが、企業間決済、グローバル企業の財務管理といった法人分野での活用である[60]。例えば、近年では、取引環境が整備されたことから、日本の中小企業が海外顧客からの支払分の受取にステーブルコインを活用する事例が報じられている[61]。

また、近い将来における実用化が期待される領域として、分散台帳技術を用いて有価証券をデジタル化した「セキュリティトークン」[62]の取引における活用も挙げられる。セキュリティトークンとステーブルコインはいずれも分散台帳上で管理されるため親和性が高く、分散台帳上での決済（オンチェーン決済）が可能となる[63]。国内でも既に証券会社や銀行による実証実験が本格化しており、実用化に向けた動きが加速している[64]。

（2）発行体の事業の持続可能性の担保

ステーブルコインの普及に向けては、発行体の事業の持続可能性を担保することも重要な課題である。事業の運営には、システムの維持・管理等のための運営費が常時発生する。一方、Ⅰ1 で述べたとおり、発行体の主な収益源は準備資産の運用益であり、運用先は国債等の安全資産に限定されることから、収益はその時々の金利環境に大きく依存せざるを得ない[65]。そのため、将来的な金利低下局面において運用益が減少した場合には、事業の収支が悪化し、安定的なサービスの継続が難しくなるおそれがある[66]。

２　金融システムの安定に対するリスク

ステーブルコインには、これまで述べたような利点がある一方で、金融システムの安定や利用者保護、マネーロンダリング対策[67]といった観点から様々なリスクが指摘されている。本節では、それらの中でも特に金融システムの安定に対するリスクについて、IMF（国際通貨基金）や BIS（国際決済銀行）が指摘している内容を紹介する[68]。

---

59 宮川　前掲注(33), p.16.
60 赤星・重松　前掲注(9), p.16.
61 「ステーブルコイン、中小が国際決済に活用　手数料安く、政府も環境整備」『日本経済新聞』2026.6.2.
62 金融庁「令和６（2024）年度税制改正について―税制改正大綱における金融庁関係の主要項目―」2023.12, p.13. <https://www.fsa.go.jp/common/paper/2023/zentai/2-06-03.pdf>
63 中島真志「ステーブルコインの社会実装　円の存在感高める好機」『日本経済新聞』2026.3.13.
64 株式会社三井住友銀行ほか「セキュリティトークンのセカンダリーマーケット（二次流通市場）取引におけるステーブルコインを活用した DvP 決済に係る実証プロジェクト開始」2025.8.22. <https://www.smbc.co.jp/news/pdf/j20250822_01.pdf>
65 「始まった「ステーブルコイン」決済」『週刊東洋経済』7275 号, 2026.3.14-21, pp.68-69; 「用途開拓へ模索続く AI が普及後押しも」『日経コンピュータ』1171 号, 2026.4.30, pp.22-25.
66 Ashley Lannquist, *Stablecoins are trending, but what frictions and risks are getting overlooked?*, July 8, 2025. Atlantic Council website <https://www.atlanticcouncil.org/blogs/econographics/stablecoins-are-trending-but-what-frictions-and-risks-are-getting-overlooked/>; 『日経コンピュータ』同上
67 マネーロンダリング対策上のリスクについては、麻生直哉「マネー・ローンダリング等対策の動向―第 5 次対日相互審査に向けて―」『調査と情報―ISSUE BRIEF―』No.1367, 2026.7.14, p.11. <https://doi.org/10.11501/14974985> 参照。
68 以下、この節については、主に IMF, *op.cit.*(13), pp.25-29; BIS, *op.cit.*(31), pp.82-90 を参照した。

（1）銀行の金融仲介機能低下のリスク

ステーブルコインは、決済等の金融仲介において果たす役割が増大しつつあり、将来的に銀行預金に代わる選択肢になり得るとの見方がある[69]。その場合、銀行から預金が流出するリスクが生じる。預金の流出により銀行の資金調達能力が低下すれば、金融システム全体としては、仲介機能の低下を招く可能性がある[70]。

（2）取付けリスク

ステーブルコインは信用不安等による取付けリスク（保有者から一斉に償還を求められるリスク）に対してぜい弱である。これは、発行体が準備資産を国債等で運用しており、一斉の償還請求に対して直ちに償還資金を準備することが難しいためである[71]。

実際に取付けが発生した場合、発行体は償還資金を捻出するために準備資産である国債等を大量に売却せざるを得ず、その結果、債券市場等の混乱を通じて金融システムの安定に悪影響を与えるおそれがある[72]。また、発行体の準備資産の保有・管理体制に対する市場の信認が揺らいだ場合、ステーブルコインの法定通貨とのペッグが突如として維持できなくなるリスク（デペッグリスク）がある[73]。

（3）米国以外の国における通貨代替

現在主流となっている米ドル建てステーブルコインが米国外で広範に利用されるようになった場合、特に金融基盤がぜい弱な新興国において、国家の通貨主権[74]が脅かされるリスクが高まることが指摘されている[75]。そのような国で米ドル建てステーブルコインの保有や決済が日常化すると、結果として当該国通貨を米ドルが代替する「ドル化」を招くおそれがある[76]。

また、ドル化の進展により、当該国の金融政策の効力が低下し得ることが懸念されている[77]。国内で流通する資金の多くが米ドル建てステーブルコインに置換されてしまうと、当該国の中央銀行が国内の景気や物価を調整するために政策金利を変更しても、その影響が国内経済全体に波及しにくくなるおそれがあるためである[78]。

おわりに

ステーブルコインは、従来の暗号資産取引のための手段という枠を超え、次世代の決済手段として利用の拡大が見込まれる。一方で、一層の普及に向けた課題や、金融システムの安定に

---

69 IMF, *ibid.*, pp.xiv, 2.
70 *ibid.*, pp.28-29.
71 Marco Gross and Richard Senner, “From Par to Pressure: Liquidity, Redemptions, and Fire Sales with a Systemic Stablecoin,” *IMF Working Papers*, WP/26/5, 2026 January, p.33. <https://doi.org/10.5089/9798229036795.001>
72 IMF, *op.cit.*(13), p.29.
73 赤星・重松　前掲注(9), pp.14-15; 中田・鈴木　前掲注(3), pp.26-27.
74 一般に通貨主権とは、対内的には、通貨制度を定義する権利、通貨を切り下げる権利、金融政策を運営する権利を含み、対外的には、為替管理制度を導入する権利を含むものと解されている（Charles Proctor, *Mann and Proctor on the Law of Money*, 8th ed, New York: Oxford University Press, 2023, p.493.）。
75 BIS, *op.cit.*(31), p.85.
76 *ibid.*, p.87.
77 IMF, *op.cit.*(13), p.28.
78 Alexander Copestake et al., “Macro-Financial Implications of Foreign Crypto Assets for Small Developing Economies,” *Fintech Notes*, 2023/012, December 2023, p.2. <https://doi.org/10.5089/9798400258367.063>

対するリスクが指摘されており、これらへの対処も重要である。

各国・地域においてステーブルコインに関する法整備が行われる中、日本は世界に先駆けて2022年に法整備を行い、制度的基盤を整えてきた。円建てステーブルコインは、2025年のJPYCの発行を皮切りに、開発・発行の機運が高まっている。また、政府は、骨太方針2026の中で、ステーブルコインを活用する方向性を示している。今後は、課題やリスクに留意し、国際的な動向を注視しながら、デジタル決済分野の技術開発の促進と金融システムの安定を両立させる対応が求められよう。